

第三号様式（第七条関係） 登録証

（表）

銃砲刀剣類登録証

割印

登録記号番号第 号

備考	銘文 (表) (裏)	目くぎ穴 個	反り ・ センチメートル	長さ ・ センチメートル	種別	刀
						剣
						類
		口 径	銃身 長	全 長	種別	銃
						砲
		・ センチメートル	・ センチメートル	・ センチメートル		

都道府県教育委員会印

令和 年 月 日交付

記載上の注意 1 銃砲にあつては当該銃砲に年号又は番号その他の刻印がある場合には、その旨備考欄に記載するものとする。

2 登録証を交付する都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、「都道府県教育委員会」を「都道府県の知事」とすること。

(裏)

注 意

- 一 銃砲又は刀剣類を携帯し、又は運搬する場合には、常に登録証を携帯していなければならない。
- 一 銃砲又は刀剣類を譲り渡し、貸し付け、若しくはこれらの保管の委託をし、又はこれらを他人をして運送させる場合には、常に登録証とともにしなければならない。銃砲又は刀剣類を譲り受け、借り受け、又はこれらの保管の委託を受ける場合も、また同様とする。
- 一 銃砲又は刀剣類とともにする場合を除いては、登録証を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。
- 一 登録証を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれが滅失した場合には、速やかにその旨を登録の事務を行う都道府県の教育委員会に届け出て登録証の再交付を受けなければならない。
- 一 銃砲又は刀剣類を亡失し、盗み取られ、若しくはこれらが滅失し、又はこれらを輸出した場合には、速やかに登録証を登録の事務を行う都道府県の教育委員会に返納しなければならない。
- 一 銃砲又は刀剣類を譲り受け、若しくは相続により取得し、又はこれらの貸し付け若しくは保管の委託をした場合には、二十日以内にその旨を登録の事務を行う都道府県の教育委員会に届け出なければならない。貸付け又は保管の委託をした銃砲又は刀剣類の返還を受けた場合においても、また同様とする。
- 一 以上の各事項に違反した場合は、法により拘禁刑又は罰金の刑に処せられることとなる。

(用紙の規格は、縦十二・八センチメートル、横九・一センチメートルとする。)

交付上の注意 登録証を交付する場合には、登録原票に掛けて割印を押すものとし、その表面及び裏面に無色透明の薄板を装着させるものとする。